

和歌山県不正行為等通報処理要領

(目的)

第1条 この要領は、知事部局及び労働委員会の事務又は事業（以下「県の業務」という。）における不正行為の事実等について職員及び県民等からなされた通報（以下「通報」という。）の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(通報窓口等)

第2条 通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）及び通報に関連する相談に応じる窓口（以下「相談窓口」という。）は、監察査察監とする。

(通報手続)

第3条 通報処理に従事する者は、通報に関する秘密を漏らしてはならない。また、自らが関係する通報事案の処理に関与してはならない。

2 県の業務について、次に掲げる場合は、通報の処理の対象とする。

- (1) 法令違反、その他の不正又は不当な行為が生じ、又は生じようとしていると思料するとき。
- (2) 不適正で非効率的な行政が行われていると思料するとき。

3 通報は、次の方法により受け付ける。

- (1) あて先を「監察査察監（不正行為等通報）」とし、「親展」と記載した上で封書により郵送する方法
- (2) 別に定めるあて先に、監察査察監あて電子メールにより送信する方法
- (3) 監察査察監又は監察査察課職員に対し、面談又は電話により、不正行為等通報で処理されたい旨を告げる方法

4 匿名による通報については、客観的かつ具体的な根拠を示したものに限り受け付けるものとし、第5条第4項の規定による通報者への通知は行わないものとする。

(通報の処理)

第4条 通報窓口は、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握するとともに、通報者に対する不利益な取扱いのないこと及び通報者の秘密が保持されることを、通報者に対し説明するものとする。

2 通報窓口は、通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、和歌山県ホームページに公表しなければならない。但し、通報窓口が、公表することが適当でないと判断した事案についてはこの限りではない。

3 通報窓口は、通報を受理した場合は、通報者から聴取等を行った通報対象事実等を必要に応じて所管部局へ回付するものとする。

4 通報窓口は、通報内容が県の業務に関わらない職員の非違行為であって、具体的かつ客観的と認められるものについては、関係機関へ通知する等適切に処理するものとする。

(調査の実施等)

第5条 通報窓口は、通報を受け付けた後は、調査の必要性を十分に検討し、適正な業務の遂行に支障がある場合を除き、速やかに受理又は不受理の決定を行わなければならない。

- 2 調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行わなければならない。
- 3 通報窓口は、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、調査結果について、和歌山県ホームページに公表しなければならない。但し、通報窓口が、公表することが適当でないと判断した事案についてはこの限りではない。
- 4 通報窓口は、通報者からの要請に応じ、調査が終了したときには、その結果を遅滞なく同人に通知しなければならない。

(調査結果に基づく措置の実施等)

第6条 通報窓口は、調査の結果、法令違反等が明らかになったときは、速やかに、知事に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、事案により、副知事を経由し、知事に報告することができる。
- 3 知事は、第1項の報告に基づき、関係部局の長に必要な是正措置及び再発防止策等(以下「是正措置等」という。)を命じるものとする。

(通報者への是正措置等の通知)

第7条 通報窓口は、是正措置等がとられたときは、その旨を、利害関係人の秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知するよう努めなければならない。

(関係事項の公表)

第8条 通報窓口は、必要と認める関係事項の公表について、関係部局の長に提言することができる。

(是正措置等の実効性の評価)

第9条 通報窓口は、通報処理終了後、是正措置等が十分に機能していることを、適宜確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を行うことについて、関係部局の長に提言することができる。

(通報者等の保護等)

第10条 県は、通報者又は相談窓口に相談した者(以下「相談者」という。)に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 県は、通報者又は相談者に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取扱い等を行った者に対し、懲戒処分その他適切な処置をとらなければならない。正当な理由なく、通報又は相談内容に関する秘密を漏らした職員についても同様とする。
- 3 通報窓口は、通報処理終了後、通報者に対し通報したことを理由とする不利益な取扱いや嫌がらせが行われていないか等を適宜確認するなど通報者の保護に努めなければならない。

(通報関連資料の管理等)

第11条 通報窓口及び通報事案に関係する課室は、各通報処理に係る記録及び関係資料について、適切な保存期間を定めた上で通報者の秘密保持に配慮して、適切な方法で保管しなければならない。

- 2 職員は、正当な理由がある場合を除き、通報に関する調査に誠実に協力しなければならない。

(知事が関与する事案の調査結果の通知)

第12条 通報窓口において、知事が関与する事案と判断する場合には、第6条にかかわらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第195条の規定に基づき県に置く監査委員に調査結果を通知するものとする。

2 前項の通知の処理等については、監査委員が定めるものとする。

3 通報者の個人情報に関するものについては、必要のない限り、通知しないものとする。

4 第1項の規定により知り得た通報に関する事実については、最大限の注意を払うことを要請するものとする。

5 通報窓口は、監査委員により是正措置等がとられた場合において、第7条の規定により通報者に通知するものとする。

6 通報窓口は、通報内容が県の業務に関わらない知事の法令違反行為であって、具体的かつ客観的と認められるものについては、監査委員へ通知するものとする。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、県の業務における通報について必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月8日から施行する。

